

令和3年9月14日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年9月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	千葉海浜交通株式会社（法人番号：9010601012987） 代表者 新井 靖彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市美浜区高浜2-3-1 (高浜営業所) 千葉県千葉市美浜区高浜2-3-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年6月11日及び令和2年6月18日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 乗務等の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項)、(3) 運転基準図の作成義務違反(運輸規則第27条第1項)、(4) 運転基準図の記載事項不備(運輸規則第27条第1項)、(5) 運行表の作成、運転者の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)、(6) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和3年9月28日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年9月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社千葉みらい観光バス(法人番号:5040001072872) 代表者 長 史人
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市若葉区小倉台4-20-19 (本社営業所) 千葉県富里市中沢254-8
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年8月5日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和3年9月28日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年9月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	山万 株式会社 (法人番号: 1010001059240) 代表者 嶋田 哲夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区日本橋小網町6-1 (ユーカリが丘線バス営業所) 千葉県佐倉市ユーカリが丘5-2-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項
(6) 違反行為の概要	令和3年7月9日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行表の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)